

## 交通規制関係書類作成要領

書式	書 類	部 数
1	多治見市長宛「道路の通行禁止(制限)について」 .....	3部 (正本1部、副本2部) (副本2部はコピーでも可。ただし、押印後のものに限る。)
2	岐阜県公安委員会・多治見警察署長宛「道路法第95条の2第1項」 .....	3部
3	関係各課宛「交通制限について」 .....	4部
4	位置図(工事施工箇所、う回路を明示したもの) .....	6部
5	平面図(工事用標識等の設置箇所を明示したもの) .....	6部
6	工事用標識等の詳細図(使用する標識、赤色灯等の詳細) .....	6部
7	その他の図面(その他、交通規制に必要と思われる図面) .....	6部

書式1～7の書類を次の順に組み合わせて作成してください。

1+2+3+4+5+6+7 .....	1部作成 (市 決裁用)
2+1+4+5+6+7 .....	2部作成 (警察提出用)
(1は、コピーでも可)	
3+4+5+6+7 .....	3部作成 (関係各課報告用)
合 計	6部作成

※作成した書類は、全て道路河川課へ提出すること